

いただいた御意見を参考に条例の例文をあげてみました。

前文は例 2 をベースにいただいたご意見を参考に書き直してみました。下線部分は要検討の箇所です。

「各種団体」については、前回いただいたご意見の主たるものを列挙しています。

前文に女子差別撤廃条約を加筆したため、基本理念に「国際的協調」を追加しました。

項 目	内 容	備 考
前文について	【例】 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際婦人年や女子差別撤廃条約を軸とした国際社会の動きと連動しつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が行われてきました。そして、1999 年(平成 11 年)には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた男女共同参画社会基本法を制定しました。(が制定されました。) 八尾市においても、人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてきましたが、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする性暴力やこれと関係する児童虐待が社会問題化するなど、暮らしの中で男女平等・男女共同参画を実現するには一層の取組みが求められます。 八尾市は、各地で多彩な分野にわたり、市民の自主的な活動が活発に展開されている市民活動の盛んなまちです。また、中小企業が集積し、多くの女性が働いています。様々な社会活動や事業活動で、日々の活動を担う女性は多いにも関わらず、方針決定過程に参画する女性の割合は高くありません。 *1 豊かで活力があり、*2 安心して暮らすことのできる「住み続けたいまち」づくりを進めていくには、男女が(互いの特性を尊重しながら)性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し、男女双方の視点や意見が、地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと、さまざまな分野に反映され、責任も苦勞も喜びも成果も男女が共に分かち合う男女共同参画の考え方が浸透するよう、仕組みづくりが急がれます。 このような認識にたち、*3 市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会のまちづくりに取り組むことを決意し、この条例を制定します。	八尾市の女性の労働力率は、全国平均よりも低い
		*1 総合計画 P18 「みんなが活躍できるまち」の意味 *2 総合計画 P18 より
		*3 他市の条例ではこの順番 まちづくり基本条例では市民が先
目的について	【例】 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。	
	【例】 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場で活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮することにより、共に責任を担うとともに、均等に成果や利益を享受することができるとする社会をいう。	参画→個性能力発揮→責任→利益享受
用語の定義について	積極的改善措置 機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを行う。	
	セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その者の意に反した性的な言動により、その者に苦痛若しくは不快感を与えること。また、性的な言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与えることをいう。	
	ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、かつて配偶者であった者、及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) その他これに準ずる親しい関係にある男女間において、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。	DV 防止法の定義
	市民 市内で在住、在勤又は在学する者をいう。市民は、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別を受けない。	* 「障害」という漢字の使用に注意
	各種団体 意見 ・「市民」の中に各種団体を含めるのには違和感がある。 ・各種団体をどうとらえるかによるのではないか。 i. 各種団体の構成員も個人から成っているの でそういう個人にスポットをあてるのであれば「市民」に含める。 ii. 各種団体の団体自身に責 務をかけるのであれば、各種団体だけを取り上げて別に定義をする必要がある。 ・「市民」に含めるのであれば、後段で「市民の責務」や「市民等の共同」「苦情申出」や「相談申 出」でも「市民」が出てくるから。整合性が必要である。 ・各種団体とは従来の以前からある団体だけを指すものではない。人により解釈や認識も異なるの であれば「あらゆる団体」としてはどうか。 ・まちづくり基本条例の時は、色々議論があったがができるだけ広くとらえたいので「市民」の中に 団体も事業者も入れた。	削除するか、「あらゆる団体」として一項 目を設けるか、「市民」の中に含めるか、 保留。

	事業者	八尾市内で、営利・非営利を問わず、事業活動を行うものをいう。	農業経営者も「事業者」の範疇に入ること を逐条解説で記載すること。
基本理念について	【例】 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 男女の人権の尊重 と、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されること。 制度慣行への配慮 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、できるだけ影響を及ぼすことのないよう配慮すること。		配慮されること→配慮すること
	決定過程への共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。	
	家庭生活との両立	家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域等その他の社会生活における活動を行うことができるようにされること。	
	身体・健康への配慮	男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠・出産等に関する事項について、互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮されること。	
	国際的協調	男女共同参画社会の形成に関する取組は、 <u>国際的な理念及び情勢と関連していることから、その動向を考慮して行われること。</u>	この項目なし・・・吹田、柏原 新しく追加。
責務について	【例】 市の責務 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。 2 市は、男女共同参画の推進にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取組むものとする。 3 市は、市民及び事業者の協力ののもとに、男女共同参画を推進するため、 <u>家庭生活と職業生活の両立支援のための環境整備並びに相談支援体制の充実等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>		(「国の責務」は基本法第9条に規定)
	【例】 市民の責務 市民は、基本理念について理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場で、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。		(「国民の責務」は基本法第10条に規定)
	【例】 事業者の責務 事業者は、事業活動を行うにあたって、基本理念に基づき、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。 2 事業者は、職場における男女の対等な参画機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができるよう環境整備に努めなければならない。		ワーク・ライフ・バランス憲章やその行動指針、雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などで事業者にも両立支援の責務が求められている。